

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、教育研究活動を目的としており、企業一般は営利を目的といるので、その事業目的の違いから準拠する会計基準、計算書類が異なります。

学校法人会計は、文部科学省で定められた「学校法人会計基準」に準拠し、教育研究活動が円滑且つ継続的に行われているかどうかの計算書類を求め、一方企業の方は、「企業会計基準」に拠り、事業の成果である利益の算出を主眼に決算資料が作成されます。

計算書類の体系

学校法人会計の計算書類は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表であり、企業会計の方は、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書です。

1) 資金収支計算書とキャッシュフロー計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の教育研究活動に伴う全ての資金の収入と支出を網羅して、支払資金の顛末を明らかにする計算書です。

この計算書の特徴は収入と支出が全て現金預金で行われたものとみなして表示し、計算書の後段に実際の現金預金の出入りを伴わない期末未収入金、前期前受金、期末未払金などを資金収支の調整勘定として差引して、期末現金預金残高を次年度繰越支払資金として表示するところにあります。

一方、資金の流れを示すという意味では、企業会計のキャッシュフロー計算書に類似していますが、資金の概念が企業会計の方が少し広くなっています。

また、学校法人の収入の大半を占める学生納付金や補助金の総額は、年度当初に概ね確定し、資金不足を回避し、且つ国民の税金を原資とする補助金の受入に伴う執行責任がある為、学校法人会計は厳格な予算統制が行なっています。そのため、キャッシュフロー計算書にはない予算の開示を求めています。

2) 事業活動収支計算書と損益計算書

非営利法人たる学校法人に損益という言葉が馴染まないので事業活動収支計算書と呼称も、計算技術的には企業会計の損益計算書に類似しています。

事業活動収支計算書は、当該年度の事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにして収支の均衡状況を表すのですが、損益計算書は獲得した収益とその為に費やした費用を対比して実現した利益を表すものです。

この事業活動収支計算書と損益計算書の本質的違いを示すのが基本金組入です。学校の運営のため取得された固定資産は持続的に保持すべき資産とされ、事業活動収入から事業活動支出を控除して計算された基本金繰入前当年度収支差額より、その取得された固定資産と同額を基本金に組入れ、収入から控除し当年度収支差額を算出する。これは収支の均衡の程度を示すだけで、企業会計の損益の概念と異なるものです。

また、学校法人の目的から、収支差額の拡大化することは意図しておらず、教育

研究の永続性が保たれ、教育水準維持向上のための追加投資が適宜なされることにより事業活動収支差額が長期的に収支均衡している状態が理想とされています。

3) 貸借対照表

年度末の財政状態を明らかにする計算書という面では学校法人会計と企業会計共に変わりませんが、次の2点が異なります。

1つは資産と負債の差額を表示する部分です。企業会計では資産－負債＝純資産という等式で表されるが、純資産を資本といいます。

資本は主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額である利益剰余金等からなります。

一方学校法人では、資産－負債＝正味財産(純資産)で、資本という概念はありません。正味財産(純資産)は基本金と翌年度繰越収支差額との合算額です。

従って、学校法人の貸借対照表で、企業会計の資本相当額を見るとしたら、上記による正味財産が該当します。

次に科目の配列法が異なります。学校法人の主要な財産は固定資産より構成されているので、固定資産から配列される固定性配列法が取られます。これに対し企業会計では、流動資産から配列する流動性配列法を採用しています。

なお、基本金について云えば、これは資金の留保取引で、同じく資金の留保となる減価償却と合せて、二重に資金の留保を学校法人に求めていることになります。これも営利事業とは異なり、学校経営の健全な永続という学校法人会計特有の会計処理です。

以上